

## 2. 出願資格

### 1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2025 年 3 月末までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2025 年 3 月 31 日までに満 24 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

（注 1）出願資格の 1. から 8. は、以下、出願資格「第 1 項」から「第 8 項」と表記します。

（注 2）出願資格「第 2 項」から「第 5 項」によって出願しようとする者は、学位取得証明書を提出してください。

（注 3）出願資格「第 7 項」および「第 8 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受ける必要があります。

#### <<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を 2025 年 3 月末までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

## 2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件を満たす者。

## 3) 出願資格審査

### 【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第7項」および「第8項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。
- (2) 下記の書類を所定の期間（2024年12月3日（火）～12月5日（木））に提出してください。所定様式の書類入手および書類の提出方法については2024年11月25日（月）までに独立研究科事務室社会デザイン研究科担当（E-mail cde-ad@rikkyo.ac.jp）へ問い合わせてください。提出書類の不足・不備、記述に誤りがある場合、審査を受けられないことがあります。提出書類について不明な点がある場合もご自身で判断せず、上記の研究科担当に問い合わせてください。

### ① 出願資格「第7項」により出願しようとする者

下記の書類を所定の期限までに提出してください。

|   | 書類                      | 内容   |
|---|-------------------------|--|
| 1 | 最終学校の卒業（見込）証明書、成績・単位証明書 | 出身大学の学部の証明書等最終学校の卒業証明書、成績・単位証明書。<br>* 卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する旧姓と新姓が併記された公的な書類（個人番号（マイナンバー）の記載のない戸籍抄本等）1通を添付してください。<br>* 外国の大学の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。<br>* 証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。 |
| 2 | 在職証明書、業績一覧、その他          | 大学、研究所等が発行した証明書。<br>* 証明書発行時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する旧姓と新姓が併記された公的な書類（個人番号（マイナンバー）の記載のない戸籍抄本等）1通を添付してください。<br>* 外国の大学、研究所等の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。<br>* 証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。         |
| 3 | 研究計画書                   | 所定の様式（8～9ページ参照）で作成してください。  |
| 4 | 履歴書                     | 所定の様式に記入してください。  |

### 【出願資格審査とその後の手続き】

- (1) 審査は書類審査を行います。
- (2) 審査結果については、後日、発送する回答書でお知らせします。
- (3) 出願資格があると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続（選考料納入および出願書類提出）を行ってください。その際、出願資格審査にて提出済の証明書、研究計画書も再提出してください。
- (4) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。

② 出願資格「第8項」により出願しようとする者

|   | 書類             | 方法   |
|---|----------------|--|
| 1 | 志望理由書          | 所定の用紙に記入してください。  |
| 2 | 履歴書            | 所定の様式に記入してください。  |
| 3 | 卒業証明書、成績・単位証明書 | 最終学校の証明書(中途退学の場合はそれ以前に卒業した学校のものも合せて提出すること)<br>*卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する旧姓と新姓が併記された公的な書類(個人番号(マイナンバー)の記載のない戸籍抄本等)1通を添付してください。提出された書類は同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。<br>*外国の大学等の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。<br>*証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。 |

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 提出期間 | <b>2024年12月3日(火)～12月5日(木) 締切日必着</b> |
|------|-------------------------------------|

【出願資格審査とその後の手続き】

- (1) 審査は筆記試験および面接試験を行います。ただし、筆記試験は免除する場合があります。
- (2) 審査結果については、後日、発送する回答書でお知らせします。
- (3) 出願資格があると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続(選考料納入および出願書類提出)を行ってください。その際、出願資格審査にて提出済の証明書も再提出してください。
- (4) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。